別表4 補助対象施設及び配分基準単価(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)

		I	ı	_	
	1.区分	2.配分基礎単価	3.単位	4.対象経費	
1	既存施設のユニット化改修		特別養護老人ホー ム等のユニット化等		
	「個 室 → ユニット化」改修	1,410 千円	整備床数	の改修(施設の整備と一体的に整備され	
	「多床室 → ユニット化」改修	2,820 千円	室 佣/F 数	るものであって、都 道府県知事が必要と - 認めた整備を含む。)	
アイウ	特別養護老人ホームのユニット化 介護老人保健施設のユニット化 介護医療院のユニット化	別養護老人ホームのユニット化			
ショ	特別養護老人ホーム及び併設される ョートステイ用居室 (多床室) のプライ ノー保護のための改修	865 千円	整備床数	で記して、 で、通大学を事で、 で、通大学を事で、 で、通大学を事で、 で、通大学を事で、 で、通大学を事でで、 で、 ので、 は、 ので、 は、 ので、 は、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので	
4	介護施設等の看取り環境の整備		特別養護老人ホー ム等の看取り環境の		
	特別養護老人ホーム	4,130 千円	施設数	整備のための改修に 必要な経費ついては 見上 沈皓について	
	介護老人保健施設			同上。設備について	

介護医療院	は、需要費(修繕料 使用料及び賃貸料
養護老人ホーム	は備品購入費(備
軽費老人ホーム	設置に伴う工事請 費を含む。)。
認知症高齢者グループホーム	
小規模多機能型居宅介護事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	
介護付きホーム(有料老人ホーム又は サービス付き高齢者向け住宅であっ て、特定入居者生活介護の指定を受け るもの)	

備考 府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村への間接補助

注 いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない

別表 5 別表 1 及び別表 4 の「2. 配分基礎単価」の加算措置

1. 区分	2. 対象施設の種類	3. 加算額
公害の防止に関する事業に係	・特別養護老人ホーム	0.10 を乗じて得た額
る国の財政上の特別措置に関す	・ケアハウス	
る法律 (昭和 46 年法律第 70 号) 第	・生活支援ハウス	
2条に規定する公害防止対策事		
業として行う場合		
地震防災対策強化地域におけ	・特別養護老人ホーム	0.30 を乗じて得た額
る地震対策緊急整備事業に係る		
国の財政上の特別措置に関する		
法律 (昭和 55 年法律第 63 号) 第 2		
条に規定する地震対策緊急整備		
事業計画に基づき実施される事		
業のうち、同法別表第1に掲げる		
社会福祉施設(木造施設の改築と		
して行う場合)		
地震防災対策特別措置法(平成	・特別養護老人ホーム	0.30 を乗じて得た額
7年法律第 111 号) 第2条に規定		
する地震防災緊急事業五箇年計		
画に基づき実施される事業のう		
ち、同法別表第1に掲げる社会福		
祉施設(木造施設の改築として行		
う場合)		
南海トラフ地震に係る地震防	小規模多機能型居宅介護事業所	0.32 を乗じて得た額
災対策の推進に関する特別措置	・特別養護老人ホーム	
法 (平成 25 年法律第 87 号) 第 12	・ケアハウス	
条第1項に規定する津波避難対	・認知症高齢者グループホーム	
策緊急事業計画に基づき実施さ	・認知症対応型デイサービスセンター	
れる事業のうち、同項第4号の規	·看護小規模多機能型居宅介護事業所	
定により政令で定める施設(取壊	・介護老人保健施設	
し費用を含む。)	・生活支援ハウス	
	• 介護医療院	